

各都道府県総務部長
（人事担当課・市町村担当課・区政課扱い）
各政令指定都市総務局長
（人事担当課扱い）

殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長
（公印省略）

地方公務員法第三条第三項第三号の総務省令で定める事務
等を定める省令の公布について（通知）

地方公務員法第三条第三項第三号の総務省令で定める事務等を定める省令（平成31年総務省令第35号）が、本日公布されました。

この省令は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号。以下「改正法」という。）による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「新地公法」という。）第3条第3項第3号及び第3号の2の規定に基づき制定するものです。

つきましては、下記の事項にご留意の上、その施行に遺漏のないようにするとともに、貴都道府県内の市区町村、一部事務組合等に対しても、この旨ご周知願います。なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は地方公務員法第59条（技術的助言）、地方自治法第245条の4（技術的な助言）及び改正法附則第2条（施行のために必要な準備等）に基づくものです。

記

第1 省令の内容

1 新地公法第3条第3項第3号に規定する「総務省令で定める事務」（第1条関係）

新地公法第3条第3項第3号の「総務省令で定める事務」として、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第13条の規定による斡旋を規定すること。

2 新地公法第3条第3項第3号の2に規定する「総務省令で定める者」（第2条関係）

新地公法第3条第3項第3号の2の「総務省令で定める者」として、

- ① 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条第10項の規定により不在者投票管理者が投票に立ち会わせることとした者のうち市町村の選挙管理

委員会が任命するもの

- ② 日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号）第61条第9項の規定により不在者投票管理者が投票に立ち合わせる者とした者のうち市町村の選挙管理委員会が任命するもの
- ③ 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第56条第3項（同令第57条第3項において準用する場合を含む。）の規定により不在者投票管理者が投票に立ち合わせる者とした者
- ④ 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成22年政令第135号）第70条第3項（同令第71条第3項において準用する場合を含む。）の規定により不在者投票管理者が投票に立ち合わせる者とした者を規定すること。

第2 施行期日

平成32年4月1日

○総務省令第三十五号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第三項第三号及び第三号の二の規定に基づき、地方公務員法第三条第三項第三号の総務省令で定める事務等を定める省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

総務大臣 石田 真敏

地方公務員法第三条第三号の総務省令で定める事務等を定める省令
（法第三条第三項第三号の二の総務省令で定める事務）

第一条 地方公務員法（以下「法」という。）第三条第三項第三号に規定する総務省令で定める事務は、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十三条の規定による幹旋とする。

（法第三条第三項第三号の二の総務省令で定める者）

第二条 法第三条第三項第三号の二に規定する総務省令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条第十項の規定により不在者投票管理者が投票に立ち会わせることとした者のうち市町村の選挙管理委員会が任命するもの

二 日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第六十一条第九項の規定により不在者投票管理者が投票に立ち会わせることとした者のうち市町村の選挙管理委員会が任命するもの

三 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十六条第三項（同令第五十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により不在者投票管理者が投票に立ち会わせることとした者

四 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十五号）第七十条第三項（同令第七十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により不在者投票管理者が投票に立ち会わせることとした者

附則

この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。

総行公第29号
平成31年3月29日

各都道府県総務部長
（人事担当課・市町村担当課・区政課扱い）
各政令指定都市総務局長
（人事担当課扱い）

殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長
（公印省略）

地方公務員法附則第二十一項の失業者を定める省令を廃止する
省令の公布について（通知）

地方公務員法附則第二十一項の失業者を定める省令を廃止する省令（平成31年総務省令第36号）が、下記のとおり本日公布されました。

つきましては、貴都道府県内の市区町村、一部事務組合等に対しても、この旨ご周知願います。なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は地方公務員法第59条（技術的助言）、地方自治法第245条の4（技術的な助言）及び地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号。以下「改正法」という。）附則第2条（施行のために必要な準備等）に基づくものです。

記

第1 省令の内容

改正法により、地方公務員法附則第21項が削除され、地方公務員法附則第二十一項の失業者を定める省令（平成8年自治省令第7号）の全部が根拠を失うこととなるため、同省令を廃止すること。

第2 施行期日

平成32年4月1日

○総務省令第三十六号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十九号）の施行に伴い、地方公務員法附則第二十一項の失業者を定める省令を廃止する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

地方公務員法附則第二十一項の失業者を定める省令を廃止する省令

総務大臣 石田 真敏

附 則

この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。